

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

花巻市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する

特記事項

評価実施機関名

花巻市長

公表日

令和5年6月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>○予防接種法に基づき定期予防接種の実施。定期A類(主に集団予防・重篤な疾病の予防に重点。本人(保護者)に努力義務があり、国は接種を積極的に勧奨)及び定期B類(主に個人予防に重点。本人に努力義務はなく、国は接種を積極的に勧奨していない)のうち政令で定めるものについて、当該市町村に居住する者に対して予防接種の勧奨をし、実施している。</p> <p>また、予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、厚生労働大臣が認定した時は給付を行う。本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <p>①予防接種の実施 ②予防接種の記録 ③健康被害の救済措置 ④情報連携による公金受取口座情報取得に関する事務</p> <p>○新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <p>①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、都道府県及び他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>
③システムの名称	①健康管理システム ②宛名管理サーバー ③中間サーバー ④ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種対象者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一の10の項</p> <p>○番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>○番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>○番号法第19条第8号 別表第二</p> <p>・情報提供にかかる項【16の2、16の3の項】</p> <p>・情報照会にかかる項【16の2、17、18、19の項】</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康づくり課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合政策部総務課 住所:岩手県花巻市花城町9番30号 電話番号:0198-24-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部健康づくり課 住所:岩手県花巻市南万丁目970番地5 電話番号:0198-23-3121

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月24日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 伊藤 徳明	課長 及川 牧雄	事後	
平成29年4月24日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	○予防接種法に基づき定期予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行っている。 ○本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①予防接種の実施 ②予防接種の記録 ③予防接種の実費徴収 ④健康被害の救済措置	○予防接種法に基づき定期予防接種の実施。 ○本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①予防接種の実施 ②予防接種の記録 ③健康被害の救済措置	事後	
平成29年4月24日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日	平成29年4月1日	事後	
平成29年4月24日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日	平成29年4月1日	事後	
令和1年5月24日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 及川 牧雄	課長	事後	
令和1年5月24日	II しきい値判断項目 1.対象人数	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月24日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月24日	III リスク対策	なし	新規追加	事後	
令和2年3月29日	評価の再実施				5年経過前の評価の再実施
令和2年3月29日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和元年11月1日	事後	評価の再実施による修正
令和2年3月29日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和元年11月1日	事後	評価の再実施による修正
令和2年3月29日	III リスク対策 8 監査	[○]外部監査	[]外部監査	事後	評価の再実施による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月20日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>○予防接種法に基づき定期予防接種の実施。定期A類(主に集団予防・重篤な疾病の予防に重点。本人(保護者)に努力義務があり、国は接種を積極的に勧奨)及び定期B類(主に個人予防に重点。本人に努力義務はなく、国は接種を積極的に勧奨していない)のうち政令で定めるものについて、当該市町村に居住する者に対して予防接種の勧奨をし、実施している。また、予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、厚生労働大臣が認定した時は給付を行う。</p> <p>○本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <p>①予防接種の実施 ②予防接種の記録 ③健康被害の救済措置</p>	<p>○予防接種法に基づき定期予防接種の実施。定期A類(主に集団予防・重篤な疾病の予防に重点。本人(保護者)に努力義務があり、国は接種を積極的に勧奨)及び定期B類(主に個人予防に重点。本人に努力義務はなく、国は接種を積極的に勧奨していない)のうち政令で定めるものについて、当該市町村に居住する者に対して予防接種の勧奨をし、実施している。また、予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、厚生労働大臣が認定した時は給付を行う。本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <p>①予防接種の実施 ②予防接種の記録 ③健康被害の救済措置</p> <p>○新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <p>①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p>	事後	
令和3年5月20日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	①健康管理システム ②宛名管理サーバー ③中間サーバー	①健康管理システム ②宛名管理サーバー ③中間サーバー ④ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年5月20日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	<p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の10の項</p> <p>○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条</p>	<p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の10の項</p> <p>○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条</p> <p>○番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>○番号法第19条第5号(委託先への提供)</p>	事後	
令和3年5月20日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	○健康福祉部健康づくり課	○健康福祉部健康づくり課 ○健康福祉部新型コロナウイルス感染症ワクチン接種対策室	事後	
令和3年5月20日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	○課長	○課長 ○室長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月20日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部健康づくり課 住所:岩手県花巻市南万丁目970番地5 電話番号:0198-23-3121	健康福祉部健康づくり課 住所:岩手県花巻市南万丁目970番地5 電話番号:0198-23-3121 健康福祉部新型コロナウイルス感染症ワクチン接種対策室 住所:岩手県花巻市南万丁目970番地5 電話番号:0198-41-3605	事後	
令和3年5月20日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和1年11月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年5月20日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年11月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年6月29日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>○予防接種法に基づき定期予防接種の実施。定期A類(主に集団予防・重篤な疾病の予防に重点。本人(保護者)に努力義務があり、国は接種を積極的に勧奨)及び定期B類(主に個人予防に重点。本人に努力義務はなく、国は接種を積極的に勧奨していない)のうち政令で定めるものについて、当該市町村に居住する者に対して予防接種の勧奨をし、実施している。</p> <p>また、予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、厚生労働大臣が認定した時は給付を行う。本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <p>①予防接種の実施 ②予防接種の記録 ③健康被害の救済措置</p> <p>○新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <p>①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p>	<p>○予防接種法に基づき定期予防接種の実施。定期A類(主に集団予防・重篤な疾病の予防に重点。本人(保護者)に努力義務があり、国は接種を積極的に勧奨)及び定期B類(主に個人予防に重点。本人に努力義務はなく、国は接種を積極的に勧奨していない)のうち政令で定めるものについて、当該市町村に居住する者に対して予防接種の勧奨をし、実施している。</p> <p>また、予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、厚生労働大臣が認定した時は給付を行う。本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <p>①予防接種の実施 ②予防接種の記録 ③健康被害の救済措置</p> <p>○新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <p>①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、都道府県及び他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p>	事後	
令和3年6月29日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる連携 ②法令上の根拠	<p>○番号法第19条第7号 別表第二 ・情報提供にかかる項【16の2の項】 ・情報照会にかかる項【16の2、17、18、19の項】</p> <p>○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・情報照会にかかる条【第13条】</p>	<p>○番号法第19条第7号 別表第二 ・情報提供にかかる項【16の2、16の3の項】 ・情報照会にかかる項【16の2、17、18、19の項】</p> <p>○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・情報照会にかかる条【第13条】</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月10日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>○予防接種法に基づき定期予防接種の実施。定期A類(主に集団予防・重篤な疾病の予防に重点。本人(保護者)に努力義務があり、国は接種を積極的に勧奨)及び定期B類(主に個人予防に重点。本人に努力義務はなく、国は接種を積極的に勧奨していない)のうち政令で定めるものについて、当該市町村に居住する者に対して予防接種の勧奨をし、実施している。</p> <p>また、予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、厚生労働大臣が認定した時は給付を行う。本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <p>①予防接種の実施 ②予防接種の記録 ③健康被害の救済措置</p> <p>○新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <p>①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、都道府県及び他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p>	<p>○予防接種法に基づき定期予防接種の実施。定期A類(主に集団予防・重篤な疾病の予防に重点。本人(保護者)に努力義務があり、国は接種を積極的に勧奨)及び定期B類(主に個人予防に重点。本人に努力義務はなく、国は接種を積極的に勧奨していない)のうち政令で定めるものについて、当該市町村に居住する者に対して予防接種の勧奨をし、実施している。</p> <p>また、予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、厚生労働大臣が認定した時は給付を行う。本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <p>①予防接種の実施 ②予防接種の記録 ③健康被害の救済措置</p> <p>○新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <p>①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、都道府県及び他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	事後	
令和3年12月15日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	<p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の10の項</p> <p>○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条</p> <p>○番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>○番号法第19条第5号(委託先への提供)</p>	<p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の10の項</p> <p>○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条</p> <p>○番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>○番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月28日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>○予防接種法に基づき定期予防接種の実施。定期A類(主に集団予防・重篤な疾病の予防に重点。本人(保護者)に努力義務があり、国は接種を積極的に勧奨)及び定期B類(主に個人予防に重点。本人に努力義務はなく、国は接種を積極的に勧奨していない)のうち政令で定めるものについて、当該市町村に居住する者に対して予防接種の勧奨をし、実施している。</p> <p>また、予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、厚生労働大臣が認定した時は給付を行う。本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <p>①予防接種の実施 ②予防接種の記録 ③健康被害の救済措置</p>	<p>○予防接種法に基づき定期予防接種の実施。定期A類(主に集団予防・重篤な疾病の予防に重点。本人(保護者)に努力義務があり、国は接種を積極的に勧奨)及び定期B類(主に個人予防に重点。本人に努力義務はなく、国は接種を積極的に勧奨していない)のうち政令で定めるものについて、当該市町村に居住する者に対して予防接種の勧奨をし、実施している。</p> <p>また、予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、厚生労働大臣が認定した時は給付を行う。本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <p>①予防接種の実施 ②予防接種の記録 ③健康被害の救済措置 ④情報連携による公金受取口座情報取得に関する事務</p>	事前	公金受取口座登録制度の開始に伴う変更
令和4年12月28日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	<p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の10の項</p> <p>○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条</p> <p>○番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>○番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	<p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の10の項</p> <p>○番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>○番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	事後	根拠法令の記述の整理(主務省令に係る記述の削除)
令和4年12月28日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>○番号法第19条第7号 別表第二・情報提供にかかる項【16の2、16の3の項】 ・情報照会にかかる項【16の2、17、18、19の項】</p> <p>○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・情報照会にかかる条【第13条】</p>	20	事後	番号法改正に伴う号ずれの修正及び根拠法令の記述の整理(主務省令に係る記述の削除)
令和4年12月28日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	○健康福祉部新型コロナウイルス感染症ワクチン接種対策室	○健康福祉部新型コロナウイルス感染症対策室	事後	
令和4年12月28日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部新型コロナウイルス感染症ワクチン接種対策室	健康福祉部新型コロナウイルス感染症対策室	事後	
令和4年12月28日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和3年4月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月28日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	
令和5年6月29日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部健康づくり課 健康福祉部新型コロナウイルス感染症対策室	健康福祉部健康づくり課	事後	
令和5年6月29日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 室長	課長	事後	
令和5年6月29日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部健康づくり課 住所:岩手県花巻市南万丁目970番地5 電話番号:0198-23-3121 健康福祉部新型コロナウイルス感染症対策室 住所:岩手県花巻市南万丁目970番地5 電話番号:0198-41-3605	健康福祉部健康づくり課 住所:岩手県花巻市南万丁目970番地5 電話番号:0198-23-3121	事後	
令和5年6月29日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和4年12月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年6月29日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和4年12月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	